

介護保険住宅改修申請の流れ

事前申請（工事着工前にする申請）

- ① 事前承認申請書（申請者は、被保険者本人になります）
- ② 住宅所有者の承諾書（所有者が、申請者本人や同世帯の家族の場合は不要）
 - ※ 改良住宅の場合は、改良住宅用途一部変更承認書の写しを提出してください。
 - ※ 所有者が死亡している場合は、「代表相続人指定届・住宅改修に係る承諾書」を提出してください。
- ③ 住宅改修が必要な理由書
 - ※ あま市において作成できるのは、介護支援専門員（ケアマネジャー）、作業療法士または福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上その他これに準ずる資格を有する方（一級・二級建築士等）となります。
- ④ 見積書（申請者本人名義でフルネーム）
- ⑤ 内訳書
 - ※ 見積書及び内訳書につきましては、『介護保険 住宅改修費工事見積書』を参考に、材料費（名称、数量、単価等）や施工費を明確に区分して記入してください。
- ⑥ 図面
- ⑦ 改修前の写真
 - ※ 日付入りのもので、改修内容が段差解消の場合、メジャー等で段差の高さがわかるようにしてください。



着工許可

- ※ 事前申請の受理後、着工許可の通知『介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前承認結果通知書』を送付するまでに概ね 1 週間程度要しますので、余裕をもって事前申請を行ってください。



着工・完了



事後申請（工事完了後にする申請）

- ① 支給申請書（申請者は、被保険者本人になります）
 - ※ 振込先は原則申請者本人の口座です。口座を持っていない等のやむを得ない理由により本人以外の口座を希望する場合は委任状を添付してください。
- ② 領収書（申請者本人名義でフルネーム）
- ③ 改修後の写真（日付入りのもの）
- ④ 預貯金通帳、もしくはその写し（振込口座の記入誤り防止のため）

その他

- ※ 事前申請をする前には、以下のことを確認してから行ってください。
 - ①過去に支給限度額分を利用していないか。
- ※ 事後申請をする前には、以下のことを確認してから行ってください。
 - ①本人に要介護認定があるか（新規申請中や区分変更中は不可）
 - ②本人が在宅にもどっているか（入院中や入所中の場合は不可）
- ※ 月 5 件程度、住宅改修後に現地調査を行いますのでご協力をお願いします。
- ※ 給付費の支給日は、事後申請受付日の翌月 2 5 日（休日の場合は翌営業日）です。